

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和4年 月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地		全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和3年12月2日	広島県知事（般－1）第 39162 号	(株)姫建	花本 裕子	広島県広島市西区	井口3－18－21	一部廃業	塗、園
令和3年12月2日	広島県知事（般－28）第 23738 号	藤川建設	藤川 昇	広島県安芸郡熊野町	中溝1－14－12	一部廃業	土
令和3年12月2日	広島県知事（般－2）第 17070 号	(株)富士産業	赤田 悟	広島県広島市南区	出島2－9－20	一部廃業	機
令和3年12月2日	広島県知事（般－29）第 29017 号	友栄産業(有)	下岡 浩二	広島県広島市安芸区	船越6－1450－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月8日	広島県知事（般－1）第 32674 号	(有)ナカギ電工	中木 光男	広島県広島市安佐南区	中須1－1－12－703	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月8日	広島県知事（般－28）第 33739 号	(株)ウイング	流田 哲史	広島県東広島市	黒瀬町大多田343－86	一部廃業	管
令和3年12月9日	広島県知事（般－3）第 27462 号	福田設備(株)	福田 聡	広島県東広島市	八本松西2－24－4	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月13日	広島県知事（般－29）第 21565 号	(有)真正工業	野上 信義	広島県広島市安芸区	畑賀町3871－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月17日	広島県知事（般－29）第 38415 号	(株)四季	出廣 隆士	広島県広島市中区	本川町3－3－23－605	一部廃業	解
令和3年12月17日	広島県知事（般－1）第 39182 号	(株)TSUKASA	眞鍋 司	広島県広島市佐伯区	三宅5－3－1	一部廃業	解
令和3年12月17日	広島県知事（般－29）第 24388 号	(有)テリトリ－開発	角田 知己	広島県広島市東区	曙4－4－27	一部廃業	解
令和3年12月17日	広島県知事（般－2）第 39747 号	(株)ワタナベハウス	君島 天玄	広島県広島市西区	三篠町1－4－2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月17日	広島県知事（般－2）第 27951 号	(有)池田工業	池田 正則	広島県広島市中区	国泰寺町2－4－12－1301	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月17日	広島県知事（般－29）第 33923 号	山崎建築	山崎 英治	広島県廿日市市	吉和2241－2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月24日	広島県知事（般－3）第 37860 号	木村工務店	木村 直人	広島県呉市	広文化町19－3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和3年12月24日	広島県知事（特－3）第 1032 号	(株)藤組	藤原 文彰	広島県三次市	甲奴町本郷1177	全部廃業	許可に係る全ての建設業

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業